

社団法人日本超音波医学会会員の種別，入退会，会費等の取扱い規則

(昭和61年 5月 8日制定)  
 (昭和62年 7月27日改正)  
 (平成元年 5月24日改正)  
 (平成 4年 4月17日改正)  
 (平成 4年 9月11日改正)  
 (平成 6年 3月 4日改正)  
 (平成10年 7月 1日改正)  
 (平成11年11月19日改正)  
 (平成14年 9月20日改正)  
 (平成19年 7月17日改正)  
 (平成21年 8月21日改正)  
 (平成23年 3月 4日改正)

(目 的)

第1条 会員の種別，入退会，会費等の取扱いは，定款第3章に定めるもののほか，この規則による。

(会員の種別)

第2条 定款第5条第1号で規定する正会員は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 医学部医学科，歯学部歯学科，獣医学課程又は薬学部の学士号を取得した者
- 二 理工学系の学士号を取得した者
- 三 博士号を取得した者

第3条 定款第5条第2号で規定する準会員は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 正会員に該当しない者で，学位号を取得した者及びそれと同等の資格を有する者
- 二 臨床検査技師，診療放射線技師及び看護師・准看護師の資格を有する者

第4条 定款第5条第3号で規定する学生会員だった者が第2条及び第3条の資格に達し，会員継続の意志がある場合は，正会員，もしくは準会員に種別変更手続きを行わなければならない。

2 学生会員で，資格を失った者は退会とする。

第5条 定款第5条第4号で規定する賛助会員のうち，5口以上の会費を納入する者は，理事会の承認により，特別賛助会員と称することができる。

(入 会)

第6条 本学会の正会員，準会員，学生会員及び賛助会員になろうとする者は，所定の入会申込手続きを行い，入会金及び当該年度の会費を添えて，理事長に提出しなければならない。

2 入会金は，次のとおりとする。ただし，賛助会員については，入会金を納めることを要しない。

- 一 正会員 2,000円
- 二 準会員 1,500円
- 三 学生会員 1,000円

3 入会の承認は，会員資格審査担当理事の議を経て，理事会において行う。

4 理事会が入会を承認しなかったときは，入会申込手続きに添えて提出された入会金及び当該年度の会費は，これを返還する。

第7条 会費滞納の理由により除名された者が再入会しようとする場合には，所定の入会申込手続きを要するほか，滞納期間中の会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合，滞納中の会費を納入しなければ，退会は認められない。

2 退会した会員のうち当該年度内において会員継続の意思表示が確認された場合は，それを認める。

(会費の納入)

第9条 会費(会誌購読料を含む)は、毎年度分(4月から翌年3月まで)を当該年度の5月末日までに納入しなければならない。

第10条 会員の種別の変更を希望する者は、種別変更届けを理事長宛に提出し、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。ただし、種別の変更は新年度開始日とし、変更後の会費を適応する。

第11条 会費の滞納が5か月以上におよぶときは、会員の権利を一時停止する。会費を納入した場合でも、滞納期間中の会誌は配布を受けられないことがある。

(在外の会員)

第12条 在外の会員は、郵送料等の必要経費を、会費と別に納入しなければならない。納入金額は、理事会がこれを定める。

(改 廃)

第13条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 第2条の規定にかかわらず、昭和61年5月8日現在で正会員である者は、ひきつづき正会員とする。
- 2 この規則は、昭和61年5月8日から施行する。
- 3 この規則は、平成11年11月19日から施行する。
- 4 第2条の規定にかかわらず、平成14年9月20日現在で正会員である者は、ひきつづき正会員とすることができる。
- 5 第3条の規定にかかわらず、平成14年9月20日現在で準会員である者は、ひきつづき準会員とする。
- 6 この規則の改正は、平成14年9月20日から施行する。
- 7 この規則の改正は、平成19年7月17日から施行する。
- 8 この規則の改正は、平成21年8月21日から施行する。
- 9 この規則の改正は、平成23年3月4日から施行する。

